

埼玉県次期健康増進事業  
栄養・総合管理アプリ構築・サービス提供業務  
提案要求仕様書

令和5年8月

埼玉県

## 目次

|  |    |
|--|----|
| <b>第1 本サービスの概要</b> .....                 | 2  |
| 1 本サービスの目的 .....                         | 2  |
| 2 本サービスの概要 .....                         | 2  |
| (1)実施主体 .....                            | 2  |
| (2)参加対象者 .....                           | 2  |
| (3)次期健康増進事業のイメージ .....                   | 2  |
| (4)「埼玉県栄養・総合管理アプリ」導入スケジュール、参加者見込み数 ..... | 3  |
| (5)契約関係 .....                            | 3  |
| (6)各団体の最低参加可能数 .....                     | 4  |
| (7)役割分担 .....                            | 4  |
| (8)新規参加団体の扱い .....                       | 4  |
| 3 本サービスの基本的な考え方 .....                    | 5  |
| (1)利用者本位のサービス .....                      | 5  |
| (2)既存民間健康アプリの利用 .....                    | 5  |
| (3)万全なセキュリティ .....                       | 5  |
| 4 委託業務内容 .....                           | 5  |
| (1)本システムの構築 .....                        | 5  |
| (2)サービスの提供 .....                         | 5  |
| (3)保守・運用サポート .....                       | 5  |
| (4)県・システム利用者向け研修 .....                   | 5  |
| (5)納入成果物一覧の提出 .....                      | 6  |
| (6)本契約終了時の対応 .....                       | 7  |
| (7)契約額の上限 .....                          | 7  |
| <b>第2 本サービスの要件</b> .....                 | 7  |
| 1 本システム機能要件 .....                        | 7  |
| 2 運営業務要件 .....                           | 9  |
| <b>第3 システム運用基盤要件</b> .....               | 9  |
| 1 ネットワーク .....                           | 9  |
| 2 セキュリティ .....                           | 9  |
| 3 運用管理 .....                             | 10 |
| 4 バックアップ .....                           | 11 |
| 5 コールセンター .....                          | 11 |
| 6 ファシリティ .....                           | 11 |
| <b>第4 テスト実施要件</b> .....                  | 11 |
| <b>第5 研修</b> .....                       | 11 |
| <b>第6 事業者要件</b> .....                    | 12 |

## 本書の用語について

本書において使用する用語を次のとおり定義する。

### ○本調達

埼玉県における本システムの調達をいう。

### ○本サービス

本仕様書に基づき調達を行う「栄養・総合管理システム」の導入、運用をいう。

### ○本システム

本仕様書に基づき調達を行う「栄養・総合管理システム」をいう。

### ○管理者

本システムの運用管理を行う者(本調達の契約先)

### ○システム利用者

本システムの利用を表明した市町村、保険者をいう。

### ○参加者

本システムを利用して健康増進事業に参加する者をいう。

### ○受託者

本調達の受託者をいう。

# 第1 本サービスの概要

## 1 本サービスの目的

本県では、誰もが毎日を健康で生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」を実現するため、平成24年度から健康長寿埼玉プロジェクトを推進している。その中で、健康づくりの更なる普及拡大を進めるため、ウォーキングや健康づくり事業に参加してポイントを貯め、そのポイントに応じた特典を受けられる「健康マイレージ制度」を平成29年度に導入した。

そのコバトン健康マイレージの運用開始から5年が経過したため、効果検証を実施した。その結果、歩数管理だけではなく、その他のヘルスケアデータの管理等も支援していく必要があることが示唆された。

本件では、その結果を踏まえて、市町村等が行う保健指導や健康づくり事業に活用できる既存民間アプリのリソースを利用したアプリサービスの調達を行うものである。

## 2 本サービスの概要

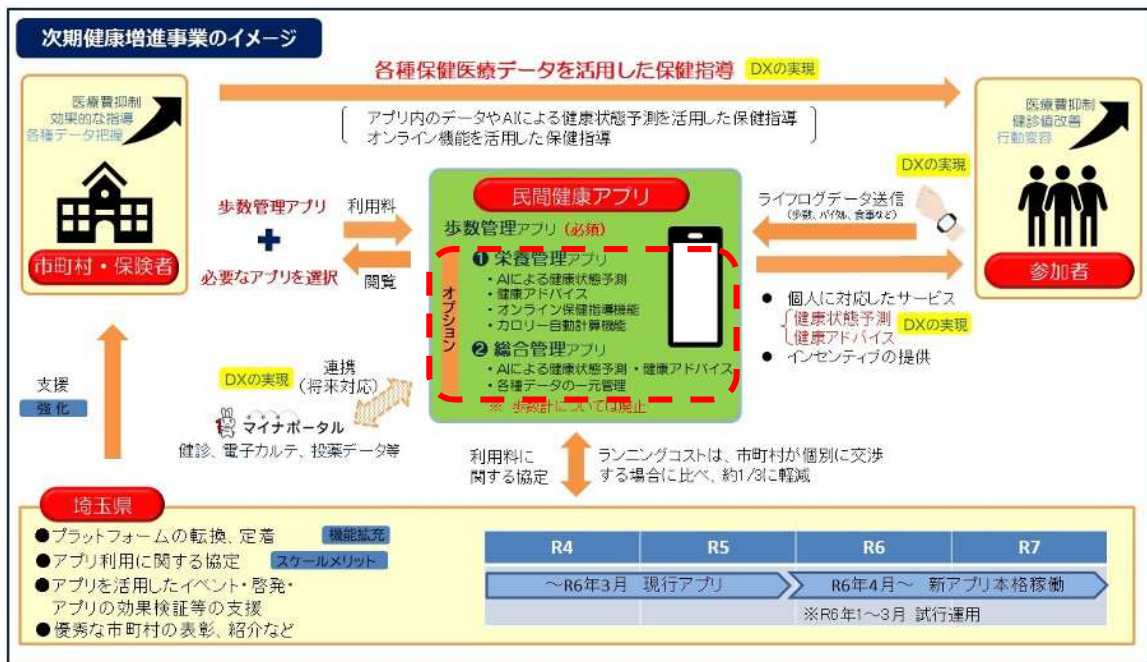
### (1)実施主体

参加表明をした県内市町村、保険者

### (2)参加対象者

参加表明をした県内市町村に在住の県民のうちシステム利用者が指定した者

### (3)次期健康増進事業のイメージ



※ [ ] 内が本サービスの調達範囲

※ イメージ図内のスケジュールは歩数管理アプリであり、本調達のスケジュールではない。

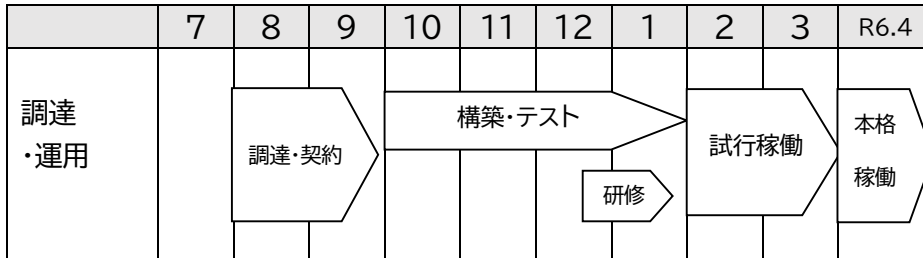
※ イメージ図内にある①栄養管理アプリと②総合管理アプリは、栄養・総合管理アプリとして一つのアプリとして調達する。(本調達範囲)

(4)「埼玉県栄養・総合管理アプリ」導入スケジュール、参加者見込み数

本調達の契約期間は、契約締結日から令和6年3月31日とする。

受託者は、下表に基づき令和5年度に発生する本件業務の詳細なスケジュールを作成の上、サービス仕様書に記載すること。

【導入スケジュール】



※ 試行稼働期間には、本サービスの機能要件を全て実装した状態であること。ただし、カスタマイズ等の開発により一部機能の実装が試行稼働の開始に間に合わない場合、少なくとも試行稼働期間中に実装すること。

【年度別・参加者見込み数】

|               | 令和5年度           | 令和6年度          | 令和7年度<br>(参考) | 令和8年度<br>(参考) |
|---------------|-----------------|----------------|---------------|---------------|
| スケジュール        | 構築・運用<br>(試行運用) | 運用<br>(本格運用開始) | 運用            | 運用            |
| 参加者総数         | 1,200人          | 1,200人         | 1,400人        | 1,600人        |
| (参考)<br>参加団体数 | 17市町<br>2保険者    | 17市町<br>2保険者   | 19市町村<br>3保険者 | 21市町村<br>4保険者 |

※ 表中の数量は見込みであるため、各年度の参加者数及び市町村数は増減する可能性がある。

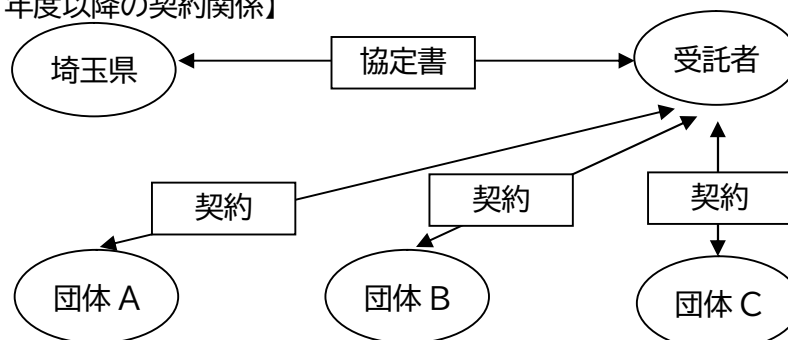
※ 令和5年度は県との契約とし、契約書締結、支払い等の契約行為は県が行う。令和6年度以降については、県と全県的な協定を締結したうえで、契約行為は市町村及び保険者が行う。

※ 企画提案においては上表の予定数を上回る提案も可。また、利便性・効果を損なうことのない代替案があれば提案は上表に捕らわれない。

(5)契約関係

令和5年度は県との契約とし、契約書締結、支払い等の契約行為は県が行う。令和6年度以降については、県と全県的な協定を締結したうえで、契約行為は市町村及び保険者が行う。

【令和6年度以降の契約関係】



(6)各団体の最低参加可能数

参加団体は、少人数から参加できることが望ましい。各団体が個別契約により利用可能な最低参加人数を提案すること。【提案事項】

(7)役割分担

【令和5年度】

|      | 契約関係            | サービス提供  | 構築・運用                                    |
|------|-----------------|---|--|
| 埼玉県  | 受託者と契約書を締結する。   | /   | ・ システムの導入・調整                             |
| 参加団体 | 埼玉県へ参加の意思表示をする。 |   | ・ サービスの試行運用                              |
| 受託者  | 埼玉県と契約書を締結する。   | 契約書に基づき、埼玉県に参加を表明した団体に対し、本仕様書に示す要件を満たした試行サービスを提供する。 | 契約書に基づき、埼玉県に参加を表明した団体が利用できるよう、システムを構築する。 |

【令和6年度以降】

|      | 契約関係            | サービス提供                   | 運用                  |
|------|-----------------|--------------------------|---------------------|
| 埼玉県  | 受託者と協定書を締結する。   | /                        | ・ 参加団体との調整、協定書の見直し等 |
| 参加団体 | 受託者と契約書を締結する。   |                          | ・ サービスの運用           |
| 受託者  | 各参加団体と契約書を締結する。 | 各参加団体との契約に基づき本サービスを提供する。 | 各参加団体からの問い合わせ等への対応  |

(8)新規参加団体の扱い

令和6年度以降に、新たに参加する団体が生じた場合は、必要な費用について当該団体、埼玉県、受託者で協議すること

### 3 本サービスの基本的な考え方

#### (1)利用者本位のサービス

原則として、24時間365日利用可能であること。  
ヘルプ機能やナビゲーション機能を充実させ、高い操作性を備えること。  
高齢者含め、誰もが利用しやすいユーザーインターフェースであること。

#### (2)既存民間健康アプリの利用

現在一般向けに iOS 及び Android 用にリリースされている、実績のある民間健康アプリのリソースを利用したものであること。

#### (3)万全なセキュリティ

不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置が執られたシステムであること。また、個人名を含む個人情報データについては、万全なセキュリティ対策を施すこと。

### 4 委託業務内容

本システムはICTを利用して利用者のヘルスケア(食事、運動、血圧等)のデータを貯蓄し、参加市町村及び保険者が利用者の情報を管理できるシステムの構築を委託するものである。なお、各業務の要件については、「第2 本サービスの要件」のとおりである。

#### (1)本システムの構築

3(2)に示す民間健康アプリを、「第2 本サービスの要件」に掲げる機能を満たすようにカスタマイズする。

#### (2)サービスの提供

本仕様書に基づくサービスを提供すること。

#### (3)保守・運用サポート

##### ア 操作説明書及び操作説明動画の更新

管理者及び利用者に対する操作説明書及び操作説明動画を随時更新し、変更内容を管理者に説明すること。

##### イ 問い合わせ

管理者及び利用者からの操作や運用に関する問い合わせに対応すること。

アプリの障害に関する問い合わせに対応すること。

なお、通常の問い合わせは、少なくとも平日 9 時から 17 時まで対応することし、障害時は休日も含め対応すること。

##### ウ アップデート等

スマートフォン OS のアップデート等、必要に応じてアップデートを実施し、実施にあたっては事前に管理者へ知らせること。

#### (4)県・システム利用者向け研修

試行運用前に2回以上実施すること。

(5) 納入成果物一覧の提出

本業務における納入成果物を下表のとおりとする。下表の成果物以外にも本業務において必要と考えられる成果物がある場合には、提案すること。その提案による成果物の確認方法については、別途協議する。

ア 納入成果物一覧及び納入期限

各成果物については納入期限までに提出し承認を得ること。承認後納入期限まで必要な追加・修正を行うこと。

| No | 成果物名称                                    | 内容   | 納入期限(予定)      |
|----|--|--|---------------|
| 1  | プロジェクト計画書                                | 本サービスを提供するために必要となる準備作業の計画、実施体制をまとめたもの(情報セキュリティ対策や個人情報の取扱いの内容も含む) | 契約締結後10日以内    |
| 2  | サービス仕様書                                  | 本サービスの具体的な提供内容、方法等を取りまとめたもの                                      | 契約締結後15日以内    |
| 3  | システム仕様書<br>(カスタマイズ部分)                    | カスタマイズ部分に係る要件定義を実施し、カスタマイズの概要や機能の詳細等及びを取りまとめたもの                  | 要件定義完了後、10日以内 |
| 4  | テスト計画書                                   | 稼働テストの計画をまとめたもの  | テスト開始時        |
| 5  | テスト結果報告書                                 | 稼働テストの成績をまとめたもの  | テスト終了時        |
| 6  | 操作説明書及び操作説明動画<br>(管理者向け、システム利用者向け、利用者向け) | 管理者用の操作説明や、その他本サービス利用のために必要な操作説明をまとめたもの                          | 研修実施前迄        |
| 7  | 進行管理表                                    | 本サービスの進行管理をまとめたもの  | 適時            |
| 8  | 課題管理表                                    | 本サービスの課題をまとめたもの  | 適時            |
| 9  | サポート運用マニュアル(他関係資料)                       | サポートの体制、各種業務の手順、特定保健指導等の業務での活用方法                                 | 適時            |
| 10 | 議事録                                      | 会議、打ち合わせ内容をまとめたもの  | 会議後一週間以内      |

※ 業務の成果物に関する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、契約完了の時をもって受託者から県に移転し及び帰属するものとする。ただし、成果物にこの契約の前から 受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージ プログラム(無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。)の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

イ 納入形態と部数

成果物の納入形態と部数は原則として下表のとおりとする。性質上、納入形態が下表にそぐわない成果物については、別途協議のもと決定する。



| 種別    | 部数 | 備考  |
|-------|----|---|
| 紙媒体   | 2  | ・原則としてA4版の用紙を使用し、種類別にチューブファイル等に収め、背表紙等にはタイトルを記載すること   |
| 電子データ | 2  | ・CD-ROM 等の電子媒体で提出すること。電子媒体の表面には収録内容のタイトルを記載すること。<br>・Microsoft Office 2010 以降で編集可能なこと。図面等、Office に抛らないものは、本県との協議の上、ファイル種別を決定すること。 |

ウ 納品場所

埼玉県保健医療部健康長寿課又は別途県が指定する場所

エ 納品物の更新

納品物については、常に最新の状態を維持することとし、システム運用保守期間中においても変更が発生する場合は、改訂版を作成し、提出すること。

(6)本契約終了時の対応

本契約終了時のデータ取り扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ア データ移行

発注者が指定するフォーマットに基づき、容易に全データを取り出せるようにしておくこと。フォーマットについては受託者と協議の上、構築期間中に決定するものとする。

イ データの消去

撤去後の個人データは原則消去するものとする。ただし、システムの仕組み上、不可能な場合や、消去することによって参加者に不利益がある場合についてはその限りではない。その場合は取り扱い注意情報として十分な管理を行うこと。

(7)契約額の上限

以下の金額の範囲内とする。

ア イニシャルコスト(開発経費、研修経費等)

418万円(税込)

イ ランニングコスト

令和5年度(2月～3月) 参加者一人当たり2か月計 1,100円(総額132万円税込み)

令和6年度以降 参加者一人当たり年間 6,600円(税込)

※本件契約額は2か月分のランニングコストとする。令和6年度以降は各市町村及び各保険者との契約とする。

第2 本サービスの要件

本システム機能要件及び運営業務要件は下表のとおりとする。

1 本システム機能要件

| 機能   | 要件  |
|------|---|
| 共通事項 | ① WEB インターフェースにより、参加者、県職員、市町村職員、及び保険者がサービスを利用可能であること。 |

|           |  |
|-----------|--|
|           | <p>② 3頁 第1 本サービスの概要2(4)に示す、予定参加者総数のデータ利用、保存等に対応できること。</p> <p>③ 令和5年度から参加する各市町村及び保険者が自身の団体の参加者のみのデータ閲覧・管理ができるよう構築すること。また、その仕組みを提案すること。【提案事項】</p>  |
| 参加申請受付    | <p>① 各市町村及び保険者が承諾した者のみが参加申請ができるようにするものとし、そのスキームについて提案すること。【提案事項】</p> <p>② 参加者が本システムを初めて利用する際に、同意していただく利用規約等について、その内容を確実に確認し、同意していただけるような仕組み、及び同意していただいた方の個人情報がアプリに簡易に登録できるような仕組みを提示すること。【提案事項】</p>   |
| 参加者管理     | <p>① 参加者情報管理ができること(連絡先等本人情報、新規・変更・退会等)。</p> <p>② 保存された健康データを個人ごとに日別に集計できること。</p>   |
| 健康データ管理機能 | <p>① 保存された健康データを個人ごとに識別すること。</p> <p>② 個人別の健康データ履歴情報は、県が指定する一定期間保持すること。</p>   |
| 管理者機能     | <p>管理者向けの機能として、以下の機能を実装したものとする。【提案事項】</p> <p>① 参加団体が、参加者情報(※)を管理者画面で確認でき CSV 出力できる機能があること。<br/>(※)ID、連絡先等本人情報、利用者の健康データなど</p> <p>② 参加者の個々分析結果(レポート)や統計処理等の出力機能があれば、その内容を提示すること。</p> <p>③ 参加団体ごとに参加者向けにお知らせやプッシュ通知配信等の機能を有し、個別に任意の情報提供が行えること。</p>   |
| 参加者向け機能   | <p>参加者向けの機能として、以下の機能を実装したものとし、提案アプリの特徴、便利機能、操作性、他社類似サービスと比べた際の優位点など、具体的に提示すること【提案事項】</p> <p>① 摂取したカロリーや栄養素の管理ができること。(簡単にカロリー計算ができる仕掛けがあること。)</p> <p>② マイページ機能があること。(ニックネーム管理、本人の健康データ等情報、会員情報登録変更)</p> <p>③ AIによる栄養等健康アドバイス機能があること。</p> <p>④ オンラインやチャット等により保健指導で活用できる機能が実装されていること。また、本アプリを用いた具体的な活用方法を提案すること。</p> <p>⑤ 運動、バイタル(血圧、体温等)、栄養データ(各種栄養素、摂取カロリー等)など複数のデータが入力・管理できること。なお、管理できるデータは一覧にして示すこと。</p> <p>⑥ 参加者のモチベーションを維持する機能やしかけを実装していること。</p> <p>⑦ 参加者の継続を促すプッシュ機能通知等、連絡機能</p> |

|          |   |
|----------|---|
| 追加機能・将来性 | 追加機能の提案や、将来的にマイナポータルの医療保険情報取得 API との連携予定について、提案すること。【提案事項】<br>ただし、第1 4(10)記載の契約額の上限に定める額の範囲外となる場合は、オプションとして、企画提案書中の該当箇所に「本調達外提案」と表記し、金額等について具体的に提案すること。 |
|----------|---|

## 2 運営業務要件

| 項目        | 業務   |
|-----------|--|
| 参加者向け     | ① 会員情報管理を行うこと。<br>② 試行稼働後のコールセンター業務(対応マニュアル作成、更新、日報作成含む)は、別途業者選定したうえで契約を行う想定であるが、受託者として用意できる場合は提案すること。 |
| システム利用者向け | ① 利用マニュアルの作成<br>② 問い合わせ対応  |

## 第3 システム運用基盤要件

システム運用基盤について下記のとおり要件を定める。

### 1 ネットワーク

| 機能         | 要件   |
|------------|--|
| 機器間の伝送路の確保 | ピーク時のアクセス量に対応できる適切な機器を設置すること。機器選定に当たっては、将来の利用者の増加等に対応できるようにするため、拡張性に優れたものとする。  |
| インターネット接続  | 管理者、利用者、本システムとの間の接続は、インターネットを利用すること。<br>接続に当たっては、インターネット側からの不正侵入を防止するとともに、利用者端末と本システムとの間で送受信されるデータを暗号化することによって機密保持を図ること。 |

### 2 セキュリティ

下記要件を満たすとともに、別紙「情報セキュリティ特記仕様書」に準拠すること。

情報セキュリティに関し、以下の機能につき提案すること。なお、クラウドサービスを利用する場合は公表されている範囲内で提案すること。【提案事項】

| 機能       | 要件   |
|----------|--|
| 通信経路の暗号化 | 利用者及び管理者のWEBブラウザと、本システムのWEBサーバ間で行われる通信に、SSLを使用すること。                                  |
| 侵入阻止     | ネットワークへの接続点にファイアウォールを設置し、内部ネットワークへの接続経路をひとつにして、その接続点でデータの通過可否判断や利用ポート番号、IPアドレスの制限を行う |
| 利用者認証    | 管理者に対し、利用者IDとパスワード等による利用者認証を行うこと。  |
| サーバ環境の整備 | セキュリティホールを生まないようなサーバの環境設定を行うこと。(不  |

|                |  |
|----------------|--|
|                | 要なサービスは起動しないように設定する、最新のセキュリティパッチを適用する、使用しないポートは閉じておく等)   |
| ウィルス対策         | サーバのウィルス対策や必要に応じたウィルスチェックができること。   |
| 改ざん対策          | サーバ上のファイル等の改ざんへの対策が講じられていること。  |
| ソフトウェアバージョンアップ | バージョンアップによるプログラムリリース、セキュリティパッチの適用や配布について、システムの運用に支障がないよう実施すること。また、その他アプリの利用に関し不具合が発見された場合は事業者の負担で対応すること。 |
| 管理者機能へのアクセス制限  | IPアドレス等により、管理者機能にアクセス可能なクライアント端末を制限できること。  |
| ログ記録           | 管理者のアクセスログを保存すること。   |

### 3 運用管理

サービスは、計画停止を除き、原則として 24 時間 365 日稼働すること。

その他、運用管理について以下の機能について提案すること。なお、クラウドサービスを利用する場合は公表されている範囲内で提案すること。【提案事項】

| 機能       | 項目             | 対応例(例示であり、必須ではばい)   |
|----------|----------------|---|
| 運用保守業務要件 | ① 運用管理         | 障害状況と対応等、障害に関する履歴の管理を行う。  |
|          | ② 障害切り分け       | 問題の切り分けと適切なエスカレーションを行う。緊急停止やログの取得等の初期対応を行う。   |
|          | ③ 運用状況報告       | 毎月1回、埼玉県に対し、運用と保守の状況を報告する。  |
|          | ④ 運用要員         | 運用要員は 9:00 から 17:00(土、日、休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)の時間帯に配置し、配置時間外でも障害受付が可能な体制を整える。    |
|          | ⑤ 計画停止報告       | 計画停止は30日以上前に管理者に報告する。   |
| 監視保守要件   | ① 監視対象         | ネットワーク、サーバ、基本ソフト(OS)及びプロセスの監視を行う。   |
|          | ② 監視レベル        | 障害、限界値(危険)及び正常について監視する。   |
|          | ③ システムリソース監視   | メモリ使用率、ディスク使用率及びCPU使用率について監視する。   |
|          | ④ 実行アプリケーション監視 | 動作停止について、10 分間隔で監視すること。エラーメッセージ中の文字列について、一定時間ごとに監視する。                                 |
|          | ⑤ データベース       | データベースの障害について監視する。  |
|          | ⑥ アラーム通報       | データセンター内の監視モニターにアラーム表示を行う。管理保守要員にメール発信し、迅速な対応を行う。                                     |
|          | ⑦ 監視体制         | 一元的に効率的な集中管理を行う。サーバやネットワーク機器の稼働状況の監視、負荷状況の監視、アクセス監視、ログ監視、ウィルス検知及び改ざん検知を行う。障害の早期特定を行う。 |
|          | ⑧ 連絡体制         | 障害時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行う。(休日の緊急時も含む。)  |

|  |   |        |                            |
|--|---|--------|----------------------------|
|  | ⑨ | 監視場所   | 監視場所はセキュリティが確保されている。       |
|  | ⑩ | 監視状況報告 | 毎月1回、埼玉県に対し、運用と保守の状況を報告する。 |

#### 4 バックアップ

| バックアップ対象 | バックアップ種別 | バックアップを取るタイミング                    |
|----------|----------|-----------------------------------|
| 業務データ    | フルバックアップ | バックアップのための計画停止に許容される最小の周期で定期的に行う。 |

#### 5 コールセンター

別途業者選定を行うので、その業者に対し、マニュアルを作成・提供したうえで十分な説明を行うこと。

#### 6 ファシリティ

| 項目  | 要件   |
|-----|--|
| 法令等 | ISMS適合性評価制度(財団法人日本情報処理開発協会)における認証又はプライバシーマーク(財団法人日本情報処理開発協会)を取得していること。 |

### 第4 テスト実施要件

受託者は本システムの構築過程において適切なテストを実施し、計画、結果について県へ報告すること。なお、テストの具体的な内容について提案すること。【提案事項】

| 作業内容      | 要件   |
|-----------|--|
| テスト計画     | 受託者は本システムのテストを行う前に、テスト方針、手順、環境、開始・終了条件等について県に説明すること。 |
| テスト環境     | 本システムのテストに必要なハードウェア及び作業場所については、受託者の負担と責任において準備すること。  |
| 本番運用リハーサル | リハーサルの実施方法については別途協議する。(原則、受託者側の人員をもって実施する。)          |

### 第5 研修

本システムを稼働し、適切かつ円滑な運用を行うため、県職員・市町村職員・保険者への研修を行うこと。研修に当たっては、あらかじめマニュアルを準備するとともに、可能な限り研修用教材等を提供し、研修参加者が各所属所の職員に対して研修が行えるよう教育すること。

| 項目     | 内容                          |
|--------|-----------------------------|
| 対象者    | 本サービスを利用する市町村職員及び保険者        |
| 研修時期   | 令和5年10月から令和6年1月             |
| 研修実施回数 | 2回(ただし、埼玉県が必要と認める時は追加実施を行う) |
| 研修時間   | 【提案事項】                      |
| 実施方法   | 集合とネットによるハイブリット研修           |
| 研修内容   | 専任講師が、本システムの各機能について説明を行うこと。 |

|          |                              |
|----------|------------------------------|
|          | ・アプリや管理者画面の操作方法など            |
| 研修場所     | 埼玉県が指定する場所(ZOOMによる実施も可)      |
| 研修体制及び環境 | 研修に必要なマニュアル、資料等をあらかじめ用意すること。 |

## 第6 事業者要件

本システムを提供する事業者は、以下に示す各資格のうち少なくとも一方を有し、適切な実施体制が整備されていること。

| 区分          | 要件   |
|-------------|--|
| ISMS適合性評価制度 | 情報セキュリティマネジメントシステムについて、ISMS適合性評価制度(財団法人日本情報処理開発協会)における認証を取得していること。 |
| プライバシーマーク制度 | 個人情報の適切な取扱いを行っている事業者が付与される「プライバシーマーク」(財団法人日本情報処理開発協会)を取得していること。    |